

生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）実施要領

令和2年4月24日付け2生畜第174号承認
令和2年4月30日付け中酪（総務）発第60号
一部改正 令和3年4月26日付け3生畜第273号承認
一部改正 令和3年5月18日付け中酪（総務）発第121号

第1 趣旨

我が国の畜産・酪農は、TPP11協定、日EU経済連携協定及び日米貿易協定の発効に続き、地域的な包括的経済連携協定（RCEP協定）について15カ国で署名が行われるなど、新たな国際環境の下で収益力や生産基盤の強化を図っていく必要がある。

一方、TPP等の効果を最大限に発揮するために改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）においては、農林水産業の体質強化対策の一つとして「畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進」が位置付けられ、その中で「畜産クラスター事業による中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充」を図るとともに、「肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化を推進する」とこととされた。

改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に即して、都府県における生乳生産基盤の強化と輸出の拡大に向けて高資質和牛の増産を推進するため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、乳用牛の増頭の奨励等、地域一体となって行う取組を支援する。

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「農水省要領」という。）ならびに公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 定義・要件

1 畜産クラスター協議会

地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産を営む者、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、畜産関連事業者（乳業者、食肉加工業者等）、農業者の組織する団体その他の関係者が参画し設立する協議会であって、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が定めた以下の要件を満たすものをいう。

（1）運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての

- 規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していること。
- (2) 畜産を営む者の他、2者以上の異なる役割を担う者が参画していること。

2 畜産クラスター計画

畜産クラスター協議会が定める地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための計画であって、都道府県知事（複数の都道府県に係る地域における計画にあっては、それぞれの都道府県知事）により生産局長が定めた以下の基準を全て満たすものとして認定されたもの（既に認定を受けた畜産クラスター計画を改正し、当該改正に係る都道府県知事の認定を受けたものを含む）をいう。

- (1) 次の全ての項目が記載されていること。
- ア 畜産クラスター協議会の名称及び構成員と役割
 - イ 畜産クラスター計画の目的
 - ウ 畜産クラスター協議会の取組内容
 - エ 畜産クラスター協議会の行動計画
 - オ 畜産クラスター計画の中心的な経営体の概要
 - カ 畜産クラスター計画の取組により期待される効果
- (2) 生産コストの削減、高付加価値化、新規需要の創出等を通じて地域の畜産の収益性の向上に資する計画と認められること。
- (3) 地域の畜産における中心的な経営体への再編・合理化又は中心的な経営体と畜産農家以外の者との連携強化に資する計画と認められること。
- (4) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項の規定に基づく都道府県計画等と整合が図られていること。
- (5) 畜産クラスター計画に定められた取組等が、次の全てに該当すること。
- ア 取組による収益性向上の効果が可能な限り定量的に示され、その効果の実現が見込まれること。
 - イ 畜産クラスター協議会の構成員の連携・協力による取組であり、効果の発現のために果たすべき構成員の役割が定められていること。
 - ウ 取組の効果が地域内に広く波及すると見込まれること。
 - エ 本事業を含む国庫補助事業の実施の有無にかかわらず、収益性向上の取組が行われること。
 - オ 中心的な経営体の取組は、畜産クラスター計画の目的の実現のために必要なものであり、中心的な経営体以外の者との連携が継続的に行われるものであること。
 - カ 中心的な経営体が参画する取組は、地域内の畜産農家等との預託や売買等による家畜の引受けにより、整備する施設等の規模に応じて平均飼養規模以上となるよう飼養頭羽数を増加し、又は生産資材、労働力、資本の引受け等により規模を拡大するものであること。

3 取組主体

本事業を実施する組織をいい、都府県の畜産クラスター協議会又はその他の団体（畜産クラスター協議会の構成員又は畜産クラスター協議会の構成員から

成る団体であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当し、(2)から(5)までの基準を満たすものに限る。)とする。

(1) その他の団体の対象者

ア 事業協同組合

イ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)

ウ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人(定款において畜産の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。)

エ 農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。)

オ 3戸以上の農業を営む個人又は2以上のアからエまでに規定する団体が構成員となっている任意団体であって、次の(ア)及び(イ)の要件を満たすもの

(ア) 組織及び運用についての規程を定めていること。

(イ) 事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していること。

(2) 畜産クラスター計画の達成に向け、本事業により受益する構成員の取組を取りまとめ、収益力の向上に取り組むこと。

(3) 地域へ貢献する意思を有し、地域や他の畜産関係者との連携を図り又は図る見込みであること。

(4) 将来にわたり、畜産クラスター協議会のうち畜産クラスター計画に基づき取組を行う畜産を営む構成員に対し、技術指導等を継続して行っていること。

(5) 畜産クラスター計画の目的の実現のために行う取組が、取組主体以外の者との継続的な連携により行われるものとして位置付けられていること。

第3 事業の内容等

一般社団法人中央酪農会議(以下「中央酪農会議」という。)は、以下の取組に対する助成を行うものとし、補助対象経費及び補助率は別表1及び別表2のとおりとする。

1 生乳生産基盤の拡大

(1) 生乳生産拡大計画の策定

取組主体が行う、その構成員による乳用雌牛の増頭、生乳生産基盤の拡大及び乳用牛を活用した高資質和牛増産を図るための計画の策定

(2) 乳用牛増頭奨励金

取組主体が行う、その構成員が生乳生産拡大計画に基づく乳用初妊牛の導入により乳用雌牛を増頭する場合における当該増頭分への奨励金の交付

2 事業推進

取組主体が行う、事業を円滑に推進するための取組

第4 事業の要件

1 第3の1の(1)の生乳生産拡大計画は、クラスター計画に基づく以下の(1)から(4)までの全ての内容を含むものとする。

- (1) 取組主体の構成員が乳用初妊牛を導入し、生乳生産量を拡大する取組をとりまとめたものであること
 - (2) 性判別精液や性判別受精卵を活用し、後継牛の確保に取り組むものであること
 - (3) 生乳生産量を拡大するため、飼養管理の改善や、供用期間の延長等に取り組むものであること
 - (4) 和牛受精卵（別添1の要件を満たすもの）移植を活用した高資質な和子牛の生産に取り組むものであること
- 2 第3の1の(2)の奨励金の交付対象者は、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たす酪農経営体とする。
- (1) 事業実施年度の前年度の12月時点における24か月齢以上の乳用雌牛飼養頭数が120頭以下であること
 - (2) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業を活用し、増頭に取り組んでいる者又は取り組もうとしている者については、実施計画書において増頭羽数効果として設定した目標頭数を達成していること
 - (3) 取組主体の構成員であり、少なくとも5年以上、地域において酪農生産を継続することが見込まれること
 - (4) 原則として、事業実施年度の前々年度の12月時点から前年度の12月時点の間に24か月以上の乳用雌牛飼養頭数を増頭した者、又はその頭数を維持した者であること。ただし、事業初年度の参加者、別表3に定める乳用牛の事故等により乳用雌牛頭数を維持できないことがやむを得ないと認められる者、又は事業実施年度の前年に乳用牛を飼養していない者であって、新たに乳用牛の飼養を開始する者は、この限りでない。
- 3 第3の1の(2)の奨励金の交付対象となる乳用牛は、乳用雌牛の初妊牛に限るものとする。
- 4 第3の1の(2)の奨励金の交付対象となる乳用牛の導入は、次のいずれかの方法によるものとする。
- (1) 家畜市場における購入
 - (2) 都道府県又は市町村の職員その他畜産に関する学識経験者等を構成員とした評価委員会において市場価格等を勘案し適正な評価を受けた価格による購入
- 5 第3の1の(2)の奨励金の交付対象となる乳用雌牛の頭数は、次の(1)又は(2)のうちいずれか少ない方の頭数とし、1経営体当たり60頭を上限とする。
- (1) 事業実施年度の12月31日時点における24か月齢以上の乳用雌牛飼養頭数（120頭を超える場合は、120頭）から、事業実施年度の前年度の12月31日時点における24か月齢以上の乳用雌牛飼養頭数を差し引いた頭数
 - (2) 事業実施年度の前年度の1月1日から事業実施年度の12月31日までに4の方法により導入した乳用初妊牛の頭数（国又は独立行政法人農畜産業振興機構から乳用初妊牛の導入に係る補助金の交付を受けた頭数を除く）

第5 取組主体の選定

一般社団法人中央酪農会議会長（以下「会長」という。）は、第2の3の要件を満たす団体から生乳生産拡大計画を含む取組計画の提出を受け、その承認をもって取組主体を選定するものとする。

第6 目標年度及び成果目標

取組主体は、生乳生産拡大計画において、次のとおり目標年度及び成果目標を記載することとする。

1 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度として設定するものとする。

2 取組主体の成果目標

取組主体は、生乳生産拡大計画において、構成員の個々の経営の生乳生産量及び取組主体の和牛受精卵（別添1の要件を満たすもの）移植数を事業実施前年度から10%以上増加する目標を設定するものとする。

第7 補助対象経費等

1 中央酪農会議は、別表1及び2の経費のうち本事業に直接必要なものについて、別表1に定める補助率により、予算の範囲内で取組主体に補助するものとする。

2 補助の対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1及び2の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

3 補助の対象とならない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
- (2) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (3) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

第8 事業実施手続

1 取組主体は、実施要領別紙様式第1号の取組計画を作成し、会長に提出してその承認を受けるものとする。

2 本事業については、取組計画が承認された月の初日から行われる取組について補助の対象とする。

3 取組主体は、2で承認を受けた取組計画に次に掲げる重要な変更がある場合には、実施要領別紙様式第2号により、会長の承認を受けるものとする。

- (1) 事業内容の追加、中止又は廃止
- (2) 取組主体における事業費の30%を超える増減又は補助金の増若しくは30%を超える減

(3) 取組主体の変更

第9 補助金交付の手続き等

1 補助金の交付申請

取組主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、実施要領別紙様式第1号の補助金交付申請書を会長に提出するものとする。

2 補助金の概算払

(1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 取組主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。

第10 状況報告

会長は、事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、取組主体に対して、事業遂行状況の報告を求めることができるものとする。

第11 事業実績の報告

1 取組主体は、事業の完了した日から1か月を経過した日又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに別紙様式第4号の事業実績報告書を作成し、会長に報告するものとする。

2 会長は、取組主体に対し、1に定める報告以外に、必要に応じ、事業実績について、報告を求めることができるものとする。

第12 事業の成果等

1 取組主体は農水省要領別紙6の第5の1の目標年度の翌年度の6月末日までに、要領別紙様式第5号により事業の成果状況を作成し、会長に報告するものとする。

2 会長は、農水省要領別紙6の第9の1に基づき、農水省要領別紙6の第5の1の目標年度の翌年度の7月末日までに、農水省要領別紙6別記様式第4号により事業の成果状況を作成し、生産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。

第13 不正行為等に対する措置

1 中央酪農会議は、取組主体が本事業の実施に関連して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、取組主体に対して、当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。この場合、中央酪農会議は、取組主体に対して適切な指導を行い、当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係、発生原因及び講じられた措置等について、生産局長に報告するものとする。

- 2 中央酪農会議は、補助事業の適正な遂行を確保するため、必要と認めたときは、指名する職員に取組主体への調査を行わせることができるものとする。

第 14 管理運営等

1 管理運営

取組主体は、本事業により補助金を受けて整備した機器等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 指導監督

中央酪農会議は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体に対し、適正な機器等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、中央酪農会議は、関係書類の整備、家畜等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、取組主体を十分に指導監督するものとする。

第 15 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 家畜共済等の積極的活用

取組主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業を活用して増頭を図る構成員に対し、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済等への積極的な加入を促すものとする。

2 環境と調和のとれた農業生産活動

中央酪農会議は、「環境と調和のとれた農業生産者活動規範について」（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生畜第 8377 号農林水産省生産局長通知）に基づき、事業実施状況報告書の報告期間中に 1 回以上、取組主体から、飼養者が作成した点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

第 16 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 取組主体は、会長に対して第 9 の 1 の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、この限りでない。

- 2 取組主体は、1 のただし書により申請をした場合において、第 11 に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明

らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 取組主体は、1のただし書により申請をした場合において、第11に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第6号の生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）に係る消費税仕入控除税額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を会長に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第17 指導推進等

中央酪農会議は、本事業の効果的な運営を図るため、必要に応じて都道府県及び農業関係団体等の関係機関と連携し、取組主体に対する指導を行うものとする。

第18 帳簿等の整備保管等

- 1 取組主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、帳簿を備え、他の経理と区分して当該補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 取組主体は1の収入及び支出について、その支出内容についての証拠書類又は証拠物を整備して、1の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 3 会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、取組主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第19 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、会長が別に定めることができるものとする。

附 則（令和2年4月30日付け中酪（総務）発第60号）

この要領は、生産局長の承認のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年5月18日付け中酪（総務）発第121号）

この要領は、生産局長の承認のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別添 1

和牛受精卵（交配種雄牛）に係る要件について

本事業の対象となる黒毛和種受精卵の交配種雄牛（父牛）については、次の1又は2の要件を満たすものとする。

1 育種価

交配種雄牛の産肉形質のうち、脂肪交雑の育種価並びに枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値のうち1つ以上の育種価が、次の①から⑤までのいずれかにおいて上位2分の1以上であること。

- ① 当該交配種雄牛を登記又は登録した都道府県
- ② 当該交配種雄牛を飼養する都道府県等
- ③ 受精卵を生産した都道府県
- ④ 受精卵を利用する都道府県
- ⑤ その他、広域的な遺伝的能力評価に基づくもの

2 検定成績

（公社）全国和牛登録協会の種雄牛産肉能力検定成績（間接法又は現場後代検定法）において、（公社）日本食肉格付協会が枝肉取引規格に基づいて実施した格付における肉質等級が5等級である割合が5割を越えていること。

別表 1

補助対象経費	補助率
<p>1 生乳生産基盤の拡大</p> <p>(1) 生乳生産拡大計画の策定 取組主体が行う、その構成員による乳用雌牛の増頭及び生乳生産基盤の拡大を図るための計画の策定に必要な経費</p> <p>(2) 乳用牛増頭奨励金 取組主体が行う、その構成員が生乳生産拡大計画に基づき乳用初妊牛を導入し乳用雌牛を増頭する場合における当該増頭分への奨励金の交付</p> <p>2 事業推進 取組主体が行う、事業を円滑に推進するための取組に必要な経費</p>	<p>定額</p> <p>定額 27.5万円/頭以内 ただし、購入価格が 27.5万円/頭以下の 乳用牛については、 購入価格を上限とする。</p> <p>定額</p>

別表 2

補助対象経費

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	備考
事業費	奨励金	取組主体の構成員が乳用雌牛を増頭した場合、当該増頭分に対する奨励金	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、実務機器等の借上経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること ・技術実証主体が試作品の開発や施設を改修する場合の費用も含む
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施機関内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM 等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること

	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理・分析費	事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な人件費	
	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
旅費	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・取組主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること

委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の50%未満とすること ・事業そのもの、又は、事業の根幹を成す実務の委託は認めない
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付けする印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

別表 3

事故等	要件
死亡	<p>農場等で死亡した場合 (獣医師より検案書の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)</p>
廃用	<p>農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 疾病、傷病によって死にひんした場合 (2) 不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合 (3) 骨折、は行、両眼失明、牛伝染性リンパ腫 (以下「BL」という。)、伝達性海綿状脳症若しくは創傷性心のう炎で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯牙疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂で採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき (と畜後廃用事故を含む。) (4) 行方不明 (盗難の場合を含む) となった日から 30 日以上生死が明らかでない場合 (5) 治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失った場合。 (6) 治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期に明らかとなった場合
とう汰	<p>BL のリアルタイム PCR による定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合 (とう汰 (自主とう汰を含む。) により、BL の感染拡大防止を実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。なお、農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。)</p>
その他	<p>災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) の適用又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和 37 年法律第 150 号) の指定を受けた市町村において、当該乳用種雌牛を飼養する畜産関連施設 (6 次産業化関連施設を除く。) の被害に関する罹災証明の交付を受けた場合</p>

別紙様式第1号

年度生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）
補助金交付申請書（取組計画承認申請）

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

年度において、生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）を下記のとおり実施したいので、生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）実施要領第9の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
別添「生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）取組計画」のとおり
- 2 事業の内容
別添「生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）取組計画」のとおり
- 3 事業に要する経費及び負担区分
別添「生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）取組計画」のとおり
- 4 事業実施期間
(1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日
- 5 添付書類
(1) 畜産クラスター計画（都道府県知事の承認通知を含む）
(2) 計画の説明に必要な書類

別紙様式第1号の別添

生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）取組計画

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	取組主体	
	円	円	円	
合計				

2 事業の目的

3 事業実施後の成果

成果目標の具体的な内容	成果目標値	
	直近 (年度末)	目標値 (年度末)
(生乳生産量)	(生乳生産量)	(生乳生産量)
(和牛受精卵移植数)	(和牛受精卵移植数)	(和牛受精卵移植数)
成果の検証方法（直近値及び目標値の算出方法）		
(生乳生産量)		
(和牛受精卵移植数)		

(注) 本欄には、取組主体自らが行う評価の内容等を記載すること。

4 生乳生産拡大計画

(1) 乳用雌牛を増頭し、生乳生産量を拡大する取組

--

(2) 性判別精液等を活用し、後継牛を確保する取組

--

(3) 飼養管理の改善や、供用期間の延長等への取組

--

(4) 和牛受精卵移植を活用する取組

--

(注) クラスタ計画に基づく、それぞれの取組を具体的に記載してください。

5 事業内容

(1) 生乳生産拡大計画の策定

区分（費目）	国庫補助金	積算根拠
	円	

(注)

- 1 補助事業を実施するために必要な経費は、実施要領別表2に規定する費目に基づき計上すること。また、これ以外の費目は計上できない。
- 2 「積算基礎」欄には、積算方法や積算内訳及び積算における考え方などを記載すること。
- 3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。

(2) 乳用牛増頭奨励金

構成員	積算根拠			事業費	補助金	備考
	増頭数 ①	導入頭数 ②	いずれか 少ない頭数 ③			
	頭	頭	頭	円	円	
合計						

(注) 構成員ごとに区分して記載するものとし、最下行には合計を記載すること。

6 経費の内訳

区分（費目）	国庫補助金	積算根拠
	円	

(注)

- 1 補助事業を実施するために必要な経費は、実施要領別表2に規定する費目に基づき計上すること。また、これ以外の費目は計上できない。
- 2 「積算基礎」欄には、積算方法や積算内訳及び積算における考え方などを記載すること。
- 3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。

7 事業の推進実施体制図

(注) 実施体制を模式図等により簡潔に記載すること。

8 その他の添付資料

- (1) 関係機関、受益する経営体及び取組主体の位置図（関係図）
- (2) その他

別紙様式第2号

年度生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）
補助金交付変更承認申請書（計画変更承認申請）

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

年 月 日付け 中酪（ ）発第 号で補助金の交付決定の
あった生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）について、下記の理由により変更し
たいので承認されたく、生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）要領第8の3の規
定に基づき申請します。

記

（注）記の記載様式は、別紙様式第1号の記に準ずること。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更理由」とし、別紙
様式第1号の別添「生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）取組計画」には、
補助金の計画承認された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及
び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きと
し、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更
があったものに限り添付すること。

別紙様式第3号

年度生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長

殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

年 月 日付け 中酪（ ）発第 号で補助金の交付決定のあった生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）補助金について、下記のとおり金円を概算払により支払われたく生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）実施要領第9の2の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (年 月 日現在)			既概算 払 受領額 ④	今回概算 払 請求額 ⑤	年 月 日 まで予定 出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤=⑥
	事業費 ①	補助 金②	事業 費③	補助 金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費及び補助金の月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

フリガナ〇〇〇〇

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

別紙様式第4号

年度生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）実績報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

年 月 日付け 中酪（ ）発第 号で補助金の交付決定のあった生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）について、下記のとおり実施したので、生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）実施要領第11の1の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
別添「生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）実績」のとおり
- 2 事業の内容
別添「生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）実績」のとおり
- 3 事業に要する経費及び負担区分
別添「生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）実績」のとおり

4 事業に係る精算額

区分	交付決定		事業実績		既概算払額	今回精算 払請求額
	事業費	補助金	事業費	補助金		
	円	円	円	円	円	円
合計						

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

フリガナ○○○○
 ○○銀行 ○○支店 ○○預金 口座番号○○○○ 口座名義○○○○

別紙様式第4号の別添1

生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）実績

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	取組主体	
	円	円	円	
合計				

(注) 計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

2 事業の目的

--

3 事業実施後の成果

成果目標の具体的な内容	成果目標値	
	直近 (年度末)	目標値 (年度末)
(生乳生産量)	(生乳生産量)	(生乳生産量)
(和牛受精卵移植数)	(和牛受精卵移植数)	(和牛受精卵移植数)
成果の検証方法（直近値及び目標値の算出方法）		
(生乳生産量)		
(和牛受精卵移植数)		

(注) 本欄には、取組主体自らが行う評価の内容等を記載すること。

(注) 計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

4 生乳生産拡大実績

(1) 乳用雌牛を増頭し、生乳生産量を拡大する取組

--

(2) 性判別精液等を活用し、後継牛を確保する取組

--

(3) 飼養管理の改善や、供用期間の延長等への取組

--

(4) 和牛受精卵移植を活用する取組

--

(注) クラスター計画に基づく、それぞれの取組の実績を、可能な限り定量的に記載してください。

5 事業内容

(1) 生乳生産拡大計画の策定

区分（費目）	国庫補助金	積算根拠
	円	

(注) 計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

(2) 乳用牛増頭奨励金

構成員	積算根拠			事業費	補助金	備考
	増頭数 ①	導入頭数 ②	いずれか少ない頭数 ③			
	頭	頭	頭	円	円	
合計						

(注) 計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

6 経費の内訳

区分（費目）	国庫補助金	積算根拠
	円	

（注）計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

7 その他の添付資料

（1）貸付契約の写し又は同様の内容が確認できる書類

（注）奨励金の交付対象となる初妊牛の導入を貸付契約している場合のみ。

（2）評価委員会に係る書類

（注）奨励金の交付対象となる初妊牛の価格を評価委員会で確認された場合のみ。

（3）その他

別紙様式第4号の別添2

No	構成員	乳用雌牛の飼養頭数(24か月齢以上)		家畜市場における 初妊牛購入頭数(頭) (令和 年1月1日 ~12月31日)	増頭数(頭) ※②>120の場合は ②=120で算出	奨励金交付 対象頭数(頭)	奨励金額 (円)	備考
		期首頭数(頭) (令和 年 12月31日時点)	期末頭数(頭) (令和 年 12月31日時点)					
		①	②					
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
合計								

※取組構成員ごとに別添3を作成すること。

別紙様式第4号の別添3

奨励金交付対象(増頭分)初妊牛の詳細(令和〇年1月1日～12月31日)

取組主体名： _____

構成員： _____

NO	奨励金交付対象の初妊牛情報			導入費用(※2) (円) ①	奨励金額(円) ②=min(①, 275000)	備考	整備書類の有無
	個体識別番号	市場での購入日	購入先(※1) (家畜市場名等)				
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計							

※1 : 都府県又は市町村の職員その他畜産に関する学識経験者等を構成員とした評価委員会において市場価格等を勘案し適正な評価を受けた価格による購入については「その他」と記載し、評価委員会名を備考に記載すること。なお、評価委員会での協議書類等を整備すること。

※2 : 購入した場所及び価格を証明するものの写しを整備すること。

別紙様式第4号の別添4（農水省要領別紙6 別記様式第2号）

年度生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）実績報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長

殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙6第8の1の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の目的

別添「生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）実績」のとおり

2 事業の内容

別添「生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）実績」のとおり

（注）「別添「生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）実績」は、別紙様式第4号の別添1に準ずること。

別紙様式第5号

年度生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）成果報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

所在地
団体名
代表者 印

下記のとおり、生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）実施要領（ 年 月 日
付け中酪（ ）発第 号）第12の1の規定に基づき、関係書類を添えて報告
します。

記

- 1 事業の目的
別添「事業の成果状況」のとおり
- 2 事業の成果
別添「事業の成果状況」のとおり

事業の成果状況

1 基本情報

(単位：円)

都道府県名	市町村名	取組主体名	事業費	補助金	備考

2 事業の目的

--

3 成果の概要

成果目標の具体的な内容	成果目標	
	計画策定時(年度末)	成果実績(年度末)
(生乳生産量)	(生乳生産量)	(生乳生産量)
(和牛受精卵移植数)	(和牛受精卵移植数)	(和牛受精卵移植数)
成果の検証方法 (直近値及び成果の算出方法)		
(生乳生産量)		
(和牛受精卵移植数)		

(注) 取組計画から転記すること。

4 現状及び成果

効果	現状及び成果実績		備考
	計画策定時（ 年度末）	目標年度（ 年度末）	
(生乳生産量)	(生乳生産量)	(生乳生産量)	
(和牛受精卵移植数)	(和牛受精卵移植数)	(和牛受精卵移植数)	

5 成果の変動要因の考察及び今後の対応方針

(1) 変動要因の考察

--

(2) 今後の対応方針

--

6 その他

--

(注) 特記すべき事項があれば記載すること。

7 添付資料（任意）

別紙様式第6号

年度生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）補助金の
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

年 月 日付け 中酪（ ）発第 号で補助金の交付決定のあった生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）補助金について、生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）実施要領第16の3の規定に基づき下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る消費税仕入控除税額 円を返還します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額（ 年 月 日付け 中酪（ ）発第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2)

金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・事業取組主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・事業取組主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料